

# ベトナム・メコンデルタにおける 大規模稲作農家の形成過程

こう じん え み  
荒 神 衣 美

## 《要 旨》

本稿は、1986年のドイモイ開始以降、稲作経営の規模拡大によって財を成してきたメコンデルタの大規模稲作農家の形成過程を、稲作経営においてもっとも重要な生産手段となる農地の取得経緯を軸にして描き出すことを目的とした。アンザン省で10ヘクタール以上の規模をもつ稲作農家を対象に実施した聞き取り・質問票調査の結果から、大規模農家の農地取得過程のなかに1993年以前（相続期）、1993～2000年代半ば（農地購入期）、2000年代後半以降（農地賃借の増加期）の3つの時期区分を見出し、各々の時期に大規模農家がどういった経営内外の条件を考慮して農地を取得していったのかを検討した。

はじめに

- I 農家大規模化の地域特性とメコンデルタの位置づけ
- II メコンデルタ大規模稲作農家の農地取得過程  
おわりに

## はじめに

ベトナムでは1988年の農家請負制の導入により、農家が農業経営体として容認された。それまで合作社や生産集団の下に管理されてきた農地は、地域の事情に合わせた方法で各農家に分配された<sup>(注1)</sup>。1993年の土地法改正により、各農家に分配された土地の長期的使用権が保証され、農地の事実上の私有化が開始した。

そうしたなか、メコンデルタではドイモイ開始直後の1980年代後半から農業（稲作）経営

の規模拡大が始まった。このことは、社会主義を標榜するベトナム政府にとって悩ましい問題であったに違いない。大規模化の進展は農家間格差の拡大を意味し、社会主義的「平等」理念と矛盾する。政府が「平等」理念を重視していることは、土地法における農家保有面積上限の堅持から見て取れる。

しかしその一方で、メコンデルタの農家による自発的な経営規模拡大の実態は、2000年以降、政府を全国的な大規模農業経営体の発展奨励へ向かわせる所以となった〔出井2004:126〕。国際経済への参入が視野に入り始めるなか、ベトナム政府は農業発展を志向する上で各農家の農地が小規模かつ分散しているという状況が農業生産の効率化を阻害する要因と捉えるようになった。そして2000年に、政府は上述のよう

に土地法における農家保有面積上限の記載を残しつつも、それを上回る面積を有する農業経営体を「チャンチャイ (trang trại)」と定義づけて公式に発展奨励し始めた<sup>(注2)</sup>。

メコンデルタでドイモイ開始直後から急速に進んだ農家規模別階層分化に対して、もっとも強い関心を寄せたのは農業経済学分野の研究であった。そこで議論されるのは、地域経済レベルでみた資源分配の効率性の問題である。あとでみるように、一連の先行研究では、1990年代後半から2000年代初頭の農家階層分化に中規模層(1~3ヘクタール)への堆積構造がみられること、また2000年にかけて大規模層(3ヘクタール以上層)が増加していることが示された上で、それらの動きが農家規模別の土地生産性/収益性からみて効率的であると分析される[山崎2004; 後藤・泉田2009; 高橋2013]。

こうした研究の一方で、メコンデルタの大規模稲作農家形成という現象を農業経営史的な視点から捉えた研究は、管見の限り見当たらない。メコンデルタの大規模稲作農家は、単に規模が大きいというだけではなく、規模拡大を所得向上に結び付けられているという点で注目に値する農業経営体である。メコンデルタの稲作経営で経営規模と所得の間に正の相関があることは、後藤・泉田[2009, 25]や塚田[2013, 72]で明らかにされている。しかし、メコンデルタで大規模に農地を集約している一部の稲作農家が、どういった条件のもと、どのような戦略で限られた農地を集約し、高所得を実現してきたのかについて、実態にもとづいて論じる研究はない。

そこで、本稿は、家族農業経営の経営目標である所得最大化を実現しているという意味で「優れた」農業経営体と位置づけられるメコン

デルタの大規模稲作農家の形成過程を、稲作経営においてもっとも重要な生産手段となる農地の取得経緯を軸にして描き出すことを目的とする。調査地にはメコンデルタ内でも稲作経営の大規模化が顕著にみられるアンザン省を選定した。1986年のドイモイ開始から25年余りが経過し、稲作経営を取り巻く経済的、制度的条件が変化するなか、大規模農家がどういった経営内外の条件を考慮し、どのようなタイミングおよび方法で農地を取得していったのかを、アンザン省において稲作農家の最大規模層(10ヘクタール以上層)を対象に実施した聞き取り調査と質問票調査の結果にもとづいて明らかにしていく。そこでは、政府による農業経営体の大規模化奨励のモデルともなったメコンデルタの大規模稲作農家が、メコンデルタ特有の制度的・経済的条件と自らのもてる資源とを考え合わせた結果として1990年代から2000年代半ばにかけて農地の集約を進めてきたこと、そして2010年頃からの稲作経営環境の変化のなかで、大規模稲作農家がこれまでとってきた稲作の大規模化という家族経営戦略にも変化が現れていることが示される。

本稿は以下のように構成される。第I節では、農家大規模化の地域特性とメコンデルタの位置づけを、統計データと既存研究にもとづいて示す。第II節では、筆者自身のフィールド調査にもとづき、アンザン省における大規模稲作農家の農地取得過程を精査する。調査と調査地の概要を説明したのち、大規模稲作農家の農地取得経路の変化と、その背景にある経済的・制度的条件について論じる。「おわりに」では、本稿の議論をまとめ、大規模稲作農家の発展傾向について考察を加える。

## I 農家大規模化の地域特性と メコンデルタの位置づけ

### 1. 農家大規模化の地域特性

農家大規模化の状況は、地域によって大きく異なる。図1には、ベトナム地域別にみた農地規模別農家分布を示した<sup>(註3)</sup>。以下では、先行研究にならって、1ヘクタール未満層を小規模層、1～3ヘクタール層を中規模層、3ヘクタール以上層を大規模層と呼ぶ。図1からは、土地なし層と中・大規模層との分化構造が主として南部（中部高原、東南部、メコンデルタ）でみられることが分かる。

なかでも、大規模農家の数が圧倒的に多いのはメコンデルタである。メコンデルタでは1994年時点ですでに他地域と比して農家規模別階層分化が顕著にみられる。当地では、後述するように地元の稲作農家による大規模化が進展してきた。

中部高原および東南部では、農家数は少ないものの、2000年代に入り、1ヘクタール以上層のシェアが高まっている。同地域は、コーヒー、ゴム、胡椒、カシューナッツといった輸出用多年生工芸作物の主産地であり、これらを生産する主体の大規模化が進みつつある。とくに東南部では、天然ゴムの栽培において、雇用労働力を前提とした大規模経営が行われている<sup>(註4)</sup>。辻[2013]で明らかにされる実態や新聞報道を参照するかがり、大規模農家の経営主は、地元で農業に従事してきた世帯ではなく都市部の富裕層や元役人である場合が多いようだ<sup>(註5)</sup>。これには、未開墾地の場合は開墾・造成のための投資の大きさ、またすでに造成への投資がなさ

れた土地の場合は土地価格の高騰が関係していると考えられる。

一方で北部、とくに紅河デルタでは、農家の大半が0.5ヘクタール未満層に占められており、1ヘクタールを超える層はほとんど存在しない。筆者の調査によれば、農地の市場取引が限定的な北部地域での農地流動はしばしば農地分配政策によっている。北部の大規模農家はいわば政策的に作られたものとみなされる。政策的な農地の分配を受けて農業経営の大規模化を進め得た経営主体は必ずしも、もともと農業に従事していた世帯ではない。2000年代前半に筆者が北部地域で行った聞き取り調査では、元役人・軍人や都市部富裕層が土地分配を受けて大規模農家となっているケースが多々確認された<sup>(註6)</sup>。

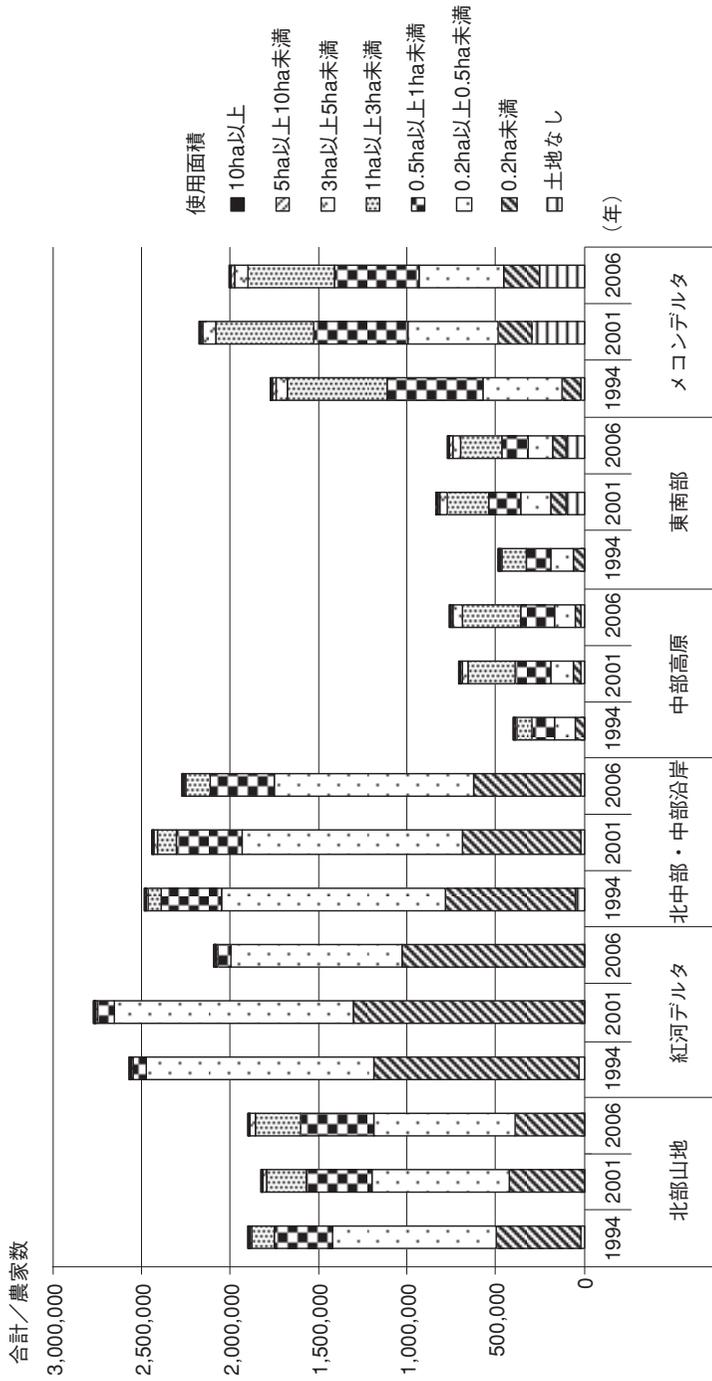
このように、ドイモイ開始後の農家大規模化の様相には、地域間、とりわけ南北間で大きな違いがみられる。そのなかでメコンデルタは、大規模農家の数や大規模化の開始時期からみて、ベトナム農業経営の大規模化という動きの先端かつ中心にある地域と位置づけられる。もともと農業を営んできた世帯が大規模化の主たる担い手となっているという点も、他地域と比して特徴的といえるだろう。

### 2. メコンデルタと紅河デルタ

こうしたメコンデルタの状況は、同じ稲作地帯である紅河デルタとしばしば比較される。メコンデルタと紅河デルタとで農業構造差が生まれた要因として、既存研究が主として指摘するのは次の2点である。

第1に、歴史的背景の相違である。伝統的に人口稠密で古くから開発が行われていた紅河デルタでは、農家当たり農地面積が極度に小さい

図1 ベトナム地域別にみた農地規模別農家分布の推移



(出所) GSO [1995; 2003; 2007] より筆者作成。

なかで、集約的自給農業が発展した。一方、開発の歴史が新しいメコンデルタは紅河デルタに比して人口密度が低く、農家あたり農地面積が比較的大規模に維持されたなか、商業的農業が発展していった〔長 2005, 47-51〕。後で詳しく述べるように、メコンデルタでは 1975 年の集団化開始以前に生じた農家規模別階層分化が集団化期を通じて完全には是正されないまま、ドイモイ開始後、各地方で旧農地使用者への農地返還政策が実施された。一方の紅河デルタでは、伝統的に農家規模の格差が小さかったこと、村落社会のなかで平等主義的な規範が浸透していたこと、さらに集団化が徹底されたことを背景として、ドイモイ開始時には面積および質にも配慮した平等な農地分配が実施された〔Ravallion and Walle 2008, 48-52；古田 2013〕。

メコンデルタと紅河デルタの農業構造差を生んだ第 2 の要因として指摘されるのは、ドイモイ開始後の農地流動の経路の違いである。後藤・泉田〔2009, 21〕は、紅河デルタに位置するニンビン省とメコンデルタに位置するアンザン省の各々における農地流動の経路と農家の農地保有規模との関係を検討し、ニンビン省では農地流動が均分相続や政策的収用・分配によるため農地保有規模が小規模化傾向にある一方で、アンザン省では農地の市場取引を通じて大規模農家と土地なし層との分化が進んでいるという見解を示している。紅河デルタで農地の市場取引が活発化しない理由として、Ravallion and Walle〔2008, 52〕は、紅河デルタが位置する北部地域はメコンデルタに比べて伝統的に共同体が強固な社会であり、生計にリスクが生じた場合、リスクは共同体の中で解決されるため、農家が農地を売却する必要性が低いことを指摘し

ている。また、紅河デルタの農家は生計手段を多角化する際、移住ではなく通勤という就労形態をとり、非農業部門で就労しつつ自給農業も維持する傾向があるといわれる〔桜井 2006；新美 2013〕。このことも紅河デルタで農地が市場に流れない一因と考えられる。

### 3. メコンデルタにおける農家大規模化の効率性

メコンデルタで生じた農家大規模化は、資源配分の面からみて効率的に進んできたことが以下の研究で示されている。山崎〔2004〕（調査地：ロンアン省、カントー市）や後藤・泉田〔2009〕（調査地：アンザン省）は、農家階層分化の前提条件とされる農地流動化の条件（農家間の生産性格差、農地市場の成立）の検討を通じて、メコンデルタにおける農家規模別階層分化の特徴、要因、効率性を分析している。それらによれば、メコンデルタでは域内での地域性が認められるものの、農家階層分化の前提条件である農地市場が機能している。そうしたなか、1990 年代後半から 2000 年代初頭のメコンデルタで生じた農家階層分化には、中規模層（＝1～3 ヘクタール）への堆積構造が認められる。その背景として、山崎〔2004〕と後藤・泉田〔2009〕は中規模層の土地収益性／生産性が他規模層に比して高いことを示している<sup>（注7）</sup>。後藤・泉田〔2009〕は、土地生産性の高い規模層への農家の堆積が進んでいることから、メコンデルタの農家階層分化が社会的効率性を達成しているとする<sup>（注8）</sup>。

なお、こうした中規模層への農家堆積は、山崎〔2004〕も予見したように、静態的な構造として維持されてきたわけではない。農村・農水

産業センサスにもとづいて2000年以降のメコンデルタにおける農家規模別階層分化の推移をみると、3ヘクタール以上層は農家総数に占めるシェアこそ小さいものの、数自体は増加している。2001年から2006年の規模別農家数の変化は、1～3ヘクタール層で9.8パーセント減なのに対し、3～5ヘクタール層では7.8パーセント、5～10ヘクタール層では15.7パーセント、10ヘクタール以上層では32パーセントの増加がみられる〔GSO 2003; 2007〕。高橋〔2013〕はこの点について、ベトナム家計生活水準調査（Vietnam Household Living Standard Survey: VHLSS）のマイクロデータを用いて、2000年代後半のメコンデルタでは農業機械の利用によって労働力監視費用が抑制されたことで、土地生産性と経営面積の間の逆相関関係が緩和され、3ヘクタール以上層の発展が可能になったと分析している<sup>〔註9〕</sup>。

## II メコンデルタ大規模稲作農家の農地取得過程

冒頭で触れたとおり、メコンデルタの稲作経営では経営規模と所得の間に正の相関があるといわれる〔後藤・泉田2009, 25; 塚田2013, 72〕。既存研究の分析に鑑みれば、2001～06年の間に32パーセントの増加がみられる10ヘクタール以上層は、稲作部門では最大の所得水準を達成している農家と想定される。以下では、高所得農家と位置づけられる10ヘクタール以上層の農地取得過程を明らかにしていく。

### 1. 調査と調査地の概要

調査地は、アンザン（An Giang）省トアイソ

ン（Thoai Son）県タイフー（Tay Phu）社<sup>〔註10〕</sup>である。アンザン省はベトナム有数のコメ産地である。同省は、メコンデルタ内でも大規模農家のシェアが大きく、かつ大規模化が継続的に進行している地域と位置づけられる。メコンデルタ各省の稲作農家に占める2ヘクタール以上層のシェアをみると（表1）、メコンデルタ内でも大規模化が進行しているのは一部の省のみであることが窺える<sup>〔註11〕</sup>。2ヘクタール以上層のシェアが10パーセントを超え、かつ2000年代後半もそのシェアが増加傾向にあるのは、ロンアン省、アンザン省、カマウ省の3省にすぎない。なお、トアイソン県タイフー社はアンザン省のなかでも大規模化が顕著な地域である<sup>〔註12〕</sup>。

筆者はこの調査地で、まず2010年8月に地方政府（社）と農地保有面積が10ヘクタールを超える大規模稲作農家（3農家）の各々から、社の農業概況と経営規模拡大の経緯について聞き取り調査を実施した。その際に得た情報にもとづき、2013年9月には、(1)地方政府（省、県、社）から大規模稲作農家の現況および関連情報（農業の概況、農地使用の歴史、農作業機械化の現状）の聞き取り、(2)10ヘクタール以上の規模をもつ大規模稲作農家を対象に、稲作経営と農地取得過程に関する聞き取り調査（3農家）および質問票調査（15農家）を実施した。さらに、2014年8月には補足調査を行った。質問票調査のサンプルは、2013年時点でタイフー社に10ヘクタール以上の土地を保有するとされた稲作農家（26農家）のリストから無作為に抽出した<sup>〔註13〕</sup>。リストはタイフー社が作成したものである。ただし、後の図2で示されるように、各農家の農地保有面積から子への相続による面積減少分を差し引くと、15農家中2農家の保

表1 メコンデルタの稲作農家に占める2ヘクタール以上層のシェア

	2006年	2011年
メコンデルタ全体	13.8	13.4
ロンアン省	15.2	18.1
ティエンザン省	2.1	2.9
ベンチェ省	0.5	0.8
チャビン省	5.3	5.4
ヴィンロン省	2.0	2.1
ドンタップ省	17.4	14.0
アンザン省	14.4	18.4
キエンザン省	30.4	28.3
カントー省	17.9	13.5
ハウザン省	6.8	6.9
ソクチャン省	13.0	12.9
バクリュウ省	43.6	16.2
カマウ省	20.6	20.9

(出所) GSO [2007; 2012] より筆者作成。

(注) ここで示すのは経営耕地面積ではなく水田面積でみた2ヘクタール以上層のシェア。

有面積は10ヘクタールに満たない。とはいえ、それらの農家も大規模層(3ヘクタール以上層)には違いないことから、以下では、質問票調査の対象となった15農家すべての情報にもとづき、大規模稲作農家の農地取得過程について議論を進めていく。

## 2. 調査対象農家の属性

表2には、質問票調査の対象となった農家(以下、調査対象農家)のおもな属性をまとめた。世帯主の年齢は40代が中心である。世帯主の学歴は、小学校卒業、中学校卒業、高校卒業の間できれいに分散しており、調査対象農家に共通する特徴は見出せない。世帯内の農業従事者数は、平均で1.8人と少ない。あとでみるよう

に、農業機械の利用が大規模稲作経営における耕起・収穫作業を支えている。

調査対象世帯の平均稲作所得(年間)は約3億ドンである。一方で、アンザン省の平均世帯年収をVHLSSのデータ[GSO 2011]を用いて概算すると、約6600万ドンとなる<sup>(注14)</sup>。稲作所得のみでみても、調査対象農家の所得はアンザン省の平均世帯年収を大きく上回る。さらに、調査対象農家のなかには稲作以外の所得源を持つものも複数含まれている。調査対象農家は、稲作部門内のみならず、地域の農村経済全体でみても、所得階層の上位に位置づけられることがわかる。

表2 稲作経営主と世帯の属性（サンプル数15）

	平均（歳）	47
年齢	内訳（人）	
	30代	3
	40代	8
	50代	2
	60以上	2
学歴	小卒（人）	5
	中卒（人）	5
	高卒（人）	5
世帯内農業従事者数	平均（人）	1.8
世帯の稲作所得	平均（百万ドン）	306.4

（出所）2013年質問票調査結果にもとづき筆者作成。

### 3. 大規模農家による農地取得の過程と規定要因

図2には、質問票調査の結果にもとづき、農家の農地保有状況の変動過程を示した。農地取得の経路と経済・制度的背景から、ここでは次の3つの時期区分を設定する。第1に1993年以前（相続期）、第2に1993年から2000年代半ば（農地購入期）、第3に2000年代後半以降（農地賃借の増加期）である。以下では、各時期の農地取得にみられる特徴と経営環境を検討する。

#### （1）1993年以前の農地取得経緯

図2から、調査対象農家の多くが、ドイモイ開始から1993年までの時期に相続を通じて最初の農地を得ていることがわかる。相続地の規模はいずれも2ヘクタール以上と大きい。ドイモイ開始から1993年の間に農地を購入した農家もいるところを見ると、農地の売買取引が必ずしも皆無だったわけではないようだ。しかし、調査対象農家の農地取得動向をみるかぎり、土地法で譲渡、賃借、相続などの権利を含む長期的農地使用权が農家に認められた1993年より

前の時期には農地の売買取引は概して少なかったと推察される。

相続地はどのような経緯でもたらされたのか。質問票調査とあわせて実施した農家聞き取り調査では、大規模農家の相続地は集団化以前に親が開拓した土地、およびそこでの稲作利益を元手に親が買い足した土地だという話が聞かれた。この話への理解を深めるため、調査地の農地開拓・管理の歴史をみておきたい<sup>（注15）</sup>。

メコンデルタはフランス植民地期に開拓が進められた地域である。1900年代初頭の運河開発と土地払い下げ制度を通じて大土地所有が顕著となり、地主－小作制が一般化した〔高田2001〕。地主－小作制はベトナム戦争中に南ベトナム解放軍勢力下の解放区およびベトナム共和国（サイゴン政権）勢力下で実施された農地改革によってほぼ解体されたものの、1975年の南北統一時点でもなお農家規模別階層の分化は顕在していた〔大野1998; 2001〕。出井〔1989〕によれば、一般的にベトナム戦争中にサイゴン政権の支配下にあった地域で農家規模別階層の分化が顕著で、サイゴン政権下で農業発展の重



点地区と位置づけられていたアンザン省では1975年時点で富農・中農と土地なし／不足層との明確な分化がみられた〔出井1989, 43-44〕。

1975年以降、農業集団化の実現に向けて、農家間の農地規模格差を解消するための土地調整が実施されたものの、複雑な農地所有関係を背景に調整は徹底されず、富農（5～7ヘクタール層）と一部の上層中農（3～5ヘクタール層）から過剰に土地が取り上げられ、土地なし／不足層に分配されることとなった〔出井1989, 52〕。土地調整の不徹底はメコンデルタの集団化を阻む要因となった。実際、筆者の調査対象農家のなかにも、集団化の時期に農地を購入しているものもあり（農家5）、調査地で集団化が徹底されていなかったことが窺える。

1986年にドイモイが開始し、1988年の政治局決議10号で個別農家経営が認められると、土地調整で農地を取り上げられた旧富農・上層中農への農地返還をめぐる、土地紛争が激化した。土地紛争解決の方策として、アンザン省では省人民委員会決定303号（1988年10月4日公布）にもとづき、旧土地使用者への農地返還が進められた。出井〔2004〕は、アンザン省における1988～2001年間の農家の農地保有面積の変動をサンプル調査した結果、多くの農家がこの303号決定を農地保有面積の変動理由に挙げていることから、同決定は土地紛争を解決するのみならず、富裕農家層形成の足がかりを与えたとしている〔出井2004, 135-138〕。

以上のような歴史的経緯からみて、調査対象農家が1993年までに得た相続地は、調査対象農家の親が集団化以前に開拓・購入した後、集団化に参加せず維持していた土地か、もしくはドイモイ開始時に省が実施した農地返還政策に

よって取り戻した土地と考えられる。

## (2) 1993年から2000年代前半の農地購入とその規定要因

主として相続を通じ、1993年時点ですでに平均6ヘクタール近い農地を保有していた調査地の農家は、土地法で農家の長期的土地使用権が保証された1993年以降になると、農地を購入してさらなる経営規模の拡大を図っている。前節で参照した山崎〔2004〕や後藤・泉田〔2009〕の分析によれば、1990年代後半から2000年代初頭には中規模層（1～3ヘクタール層）の土地収益性／生産性が他の規模層に比して高かった。よって、調査対象農家は土地生産性の面からみると「過剰」な農地取得を進めたことになる。なぜ調査対象農家は農地を買いためたのか。

調査対象農家は、1993年までに取得した農地での稲作経営で一定の余剰を蓄えてきたと考えられる。一方、2000年代前半までの調査地で、余剰の再投資先となる稲作以外の経済機会は限られていた。表3には、2002年時のアンザン省における個人経済基礎（*cơ sở kinh tế cá nhân*）<sup>(註16)</sup>と呼ばれる零細自営業者の数と経営体あたり粗収益を示した。製造業、モーターの修理・販売、ホテル・レストランの部門で比較的多くの個人経済基礎が展開していたことがわかるが、いずれの部門の個人経済基礎も単位あたり粗収益は小さい。個人経済基礎あたり粗収益がもっとも高いのは建設部門の2700万ドンであるが、後で示すように、これは1990年代半ばに3ヘクタール規模の稲作経営からもたらされた年間余剰よりも少ない。

稲作規模の拡大には、農地を購入する以外に賃借するという方法も想定されるが、調査対象

表3 アンザン省の個人経済基礎（2002年）

	数	経営体あたり粗収益 (百万ドン)
鉱業	141	10.1
製造業	10,526	6.0
電気・ガス・水道配給	44	3.5
建設	100	27.4
モーター修理・販売等	34,109	9.1
ホテル・レストラン	19,166	3.0
運輸・倉庫・通信	1,252	7.4
コンサルタント	1,149	3.5
教育・訓練	74	4.2
医療・社会補助	1,056	4.2
文化・スポーツ	930	2.6
その他のサービス	2,242	1.3

(出所) GSO [2004] より筆者作成。

表4 2010年以前に賃借ではなく購入で土地を得た理由（サンプル数15，複数回答）

理由	該当者数
将来的に子供へ相続するため	9
土地売買価格が安かったから	6
借地では経営利益が出ないから（注）	5
土地を貸す人はいなかったが、売る人はいたため	4
貯蓄・投機のため	3
自分の土地のほうが自由に開拓できるため	1
使用权を担保に銀行から借入ができるため	1

(注) 借地料やポンプなど農業機械の賃借料の継続的な支払いが生じるため。

(出所) 2014年聞き取り調査結果にもとづき、筆者作成。

農家のなかに農地を賃借して規模拡大を図ったものはない。既存研究は、1990年代後半から2000年代前半のベトナムで一般的に農地の賃借取引が活発化しなかった背景として、借地に残されていた制度的制約（契約期間の制限など）に触れている [Ravallion and Walle 2008, 108-109]<sup>(注17)</sup>。しかし、調査対象農家からの聞き取りでは制度的制約よりむしろ、資産形成の必要性と農地価格の安さが、農家がこの時期に賃借ではなく購入で稲作規模を拡大してきた主要因

であったことが窺える（表4）。

ただし、農地はいつでも売りに出ているわけではなかった。農家およびタイフー社人民委員会での聞き取りによると、調査地では一般的に稲作経営は主要な経済活動であり、農地を売り払おうという農家は少ないという。そうしたなか、調査地で農家が農地を売るきっかけとなったのは、以下のような要因だった<sup>(注18)</sup>。第1に、3期作の導入を主とした集約的稲作方式の導入である。調査地では1990年ごろから3期作が

表5 農家の稲作余剰と農地購入に必要な年数

- ① 1プロットの平均面積：3.4ヘクタール  
 ② 1996年時の1ヘクタール当たり地価：2315万ドン  
 ③ 1プロット購入に必要な金額 (①×②)：7871万ドン

保有面積 (ヘクタール)	④ 余剰 (万ドン)	1プロット購入に必要な年数 (③/④)
1	953	8.3
2	2,208	3.6
3	2,718	2.9
4	3,624	2.2
5	4,530	1.7
6	5,436	1.4
7	6,342	1.2
8	7,248	1.1
9	8,154	1.0

(注) 各数値の算出は以下のように行った。

- ① 質問票調査結果から、調査対象農家の購入地面積平均を算出。  
 ② 質問票調査で得た情報 (300万ドン/コン) をヘクタールあたり価格に換算。  
 ④ 山崎 [2004, 160] のカントー市の単位面積あたり稲作余剰のデータに面積を乗じた。

(出所) 質問票調査結果および山崎 [2004] にもとづき筆者作成。

広まった。長 [2005, 198] の調査結果や筆者が農家から聞き取った情報を総合すると、近隣農家が3期作を始めた場合、自分だけ2期作を維持することは水管理の問題から難しいようである<sup>(注19)</sup>。1年に3回も栽培・収穫作業を行うことを困難と捉えた農家のなかに、農地を売り払うものが出た。第2の農地売却契機は、害虫被害である。ネズミの大量発生によって稲作収益の落ち込みが深刻化した時期に、稲作の継続を断念し農地を売却する農家が続出したという。

調査対象農家がこうした偶発的に売却される農地を入手できたのは、1993年時点で主として相続を通じて取得した農地から十分な余剰を得ていたためであろう。図2で調査対象農家の農地購入の資金源をみると、ほとんどの場合、稲作経営による貯蓄を元手としていること

がわかる。前記したように、調査対象農家が相続等を通じて1993年までに得た土地の平均面積は6ヘクタールである。この規模から得られる稲作経営余剰が農地購入においてどれほどの意味をもったのか、概算で示したのが表5である。ここでは、(1)農家から過去の経営情報を収集するのが難しい、(2)稲作経営余剰の時系列変化を規模別に推計するための統計データがない、という理由から、山崎 [2004] で示されているカントー市の稲作農家の規模別余剰 (1996年) を参照し、調査地稲作農家の余剰を推計した。調査対象農家が得ていた余剰は約5500万ドン、農地1プロットを購入する費用は約7800万ドンであり、1年分の余剰で農地購入費用の3分の2程度がまかなえたと考えられる。

調査対象農家は、こうした稲作経営余剰に銀

表6 土地使用権の使用権者（サンプル数15）

①使用権の有無	すべての経営地について使用権あり	13
	経営地の一部についてのみ使用権あり	2
②使用権者	世帯主	4
	家族内の複数	8
	不明	3

（出所）2013年質問票調査結果にもとづき筆者作成。

行借入金を加えて農地を購入していった。銀行借入もまた、1993年時点で一定規模の農地を保有していたからこそ実現した資金調達である。銀行借入れでは通常、土地使用権が担保とされるからである。Bùi Thị Tuyét Mai [2005, 94-95]によると、大規模農家であっても農地使用権を配布されていないケース、使用権者が（家族内の）複数にわたるケース、使用権利書が担保として必ずしも市場価格と同等に評価されないケースなどがあり、大規模農家は担保があるので融資を受けやすいという理屈が必ずしも成り立たないという。しかし、調査対象農家についてはすべての農家が土地使用権をもっている。また、確かに使用権者が家族内の複数にわたっているケースが多いものの（表6）、使用権は通常プロットごとに家族メンバーに割り当てられており、図2に示したとおり、各プロットの規模は大きい。

以上より、1993年から2000年代前半にかけて調査対象農家が農地購入という経営戦略をとったのは、(1)余剰の再投資先となる経済機会が稲作以外では限られていた、(2)稲作経営の規模拡大において農地の賃借という選択肢が資産形成の点から魅力的でなかった、(3)農地購入のチャンスは偶発的にしか生じなかったものの、相続地がそのチャンスをつかむために十分な余

剰および借入の機会をもたらした、という条件によっていたといえる。

なお、2000年代前半には、農地購入の動きがいったん鈍くなっている。2000年にはチャンチャイ発展奨励の開始（政府決議3号）、2003年には改正土地法でチャンチャイ発展の法的容認や、農地使用税の減免措置開始<sup>(注20)</sup>といった、農地集約の後押しが想定される中央レベルでの重要な政策変更があったが、調査対象農家の農地取得動向にはこうした政策変更の影響は表れていない。とくにチャンチャイ関連政策については、そもそもメコンデルタの実態を後追いつたものであり、調査地の稲作農家にとって新たな農地集約インセンティブとはならなかったとみられる。

むしろ、この時期の農家の動向は米価の低迷に反応したものである。稲作農家の生産インセンティブは名目価格ではなく実質価格にもとづくといわれている [Luu Thanh Duc Hai 2003, 151]。農家の庭先価格の時系列データが得られないため、ここでは農家庭先価格とアンザン省内でのコメ小売価格の相関比率に時期による大差がないという仮定のもと、コメ小売価格の推移を見てみると（表7）、たしかに2000年代を通じてコメの名目小売価格は上昇を続けているが、実質では2003～2004年の時期は価格が伸びてい

表7 コメ小売価格の推移

年	小売価格 (ドン/kg)	小売価格の年成長率 (%)	年インフレ率 (%)
2001	2,517	-	-
2002	2,950	17.2	4.0
2003	3,000	1.7	3.0
2004	3,118	3.9	9.5
2005	3,516	12.8	8.4
2006	4,292	22.1	6.6
2007	5,114	19.1	12.6
2008	6,752	32.0	19.9
2009	7,265	7.6	6.5
2010	8,578	18.1	11.8

(出所) 小売価格とその年成長率は、Agroinfo 農産品価格データ (An Giang 省, ordinary rice) にもとづき、年平均値を算出。年インフレ率は統計年鑑各年版 (GSO [various years])。

表8 農業機械へのアクセス (サンプル数15)

		中・大型トラクター	コンバイン
アクセス方法	作業委託	9	14
	所有	6	1

(出所) 質問票調査結果にもとづき筆者作成。

ない (年インフレ率より小売価格の年成長率のほうが小さい)<sup>(注21)</sup>。

### (3) 2005年以降の稲作経営環境の変化と農家の対応

2005年以降になると、再び農地を購入する農家が増加する。同時期に農家の農地購入を促進した要因は、高橋 [2013] も指摘するように、農業機械化の進展である。2000年代半ばから、調査地一帯でコンバインなど大型農業機械の作業受委託市場が本格的に発展し、大型農機へのアクセスが広く農家に開かれたものとなった<sup>(注22)</sup>。調査対象となった10ヘクタール規模の大規模農家でも、大型トラクターについては半数強、コンバインについては大半の農家が作

業委託を通じて使用している (表8)。なお、農業機械を所有している場合、購入時期は2010年以降が多く、自家の耕起・収穫作業だけでなく他の農家の作業も請け負っている。1農家が複数台を所有しているケースも稀ではない (図3)。

一方で2010年以降、調査対象農家の農地取得経路に変化がみられるようになった。賃借による農地取得の顕在化である。調査対象農家の農地賃借は、他農家の借金の担保として長期間使用している場合 (cầm cố đất) もあるものの、大抵の場合は1収穫期もしくは1年を期間とする借地である。なぜ、2010年以降、調査対象農家の間で賃借による短期的な農地取得が増え

図3 農家の大型農業機械への投資

年 農家	2000	2007	2010	2011	2012	2013
2			ト①	ト②		
4				ト①	ト②, ③	
5				ト①		ト②
9		ト①				
10		ト①			ト②	
11	ト①					
12				コ①		

(注1) トはトラクター、コはコンバインの意。数字は何台目かを示している。

(注2) マーカーは作業受託をしている機械。

(出所) 質問票調査結果にもとづき筆者作成。

表9 2010年以降に購入せず賃借で農地を取得している理由（サンプル数6，複数回答）

理由	該当者数
農地購入価格の上昇／農地購入資金の不足	5
農地を売却する人がいない	2
近隣に借地の機会が生じた	1
収益の小さい稲作に大規模・長期的な投資をしたくない	1
あまり大規模に農地を保有すると、政府に農地を没収されるかもしれない	1

(出所) 2014年聞き取り調査結果にもとづき、筆者作成。

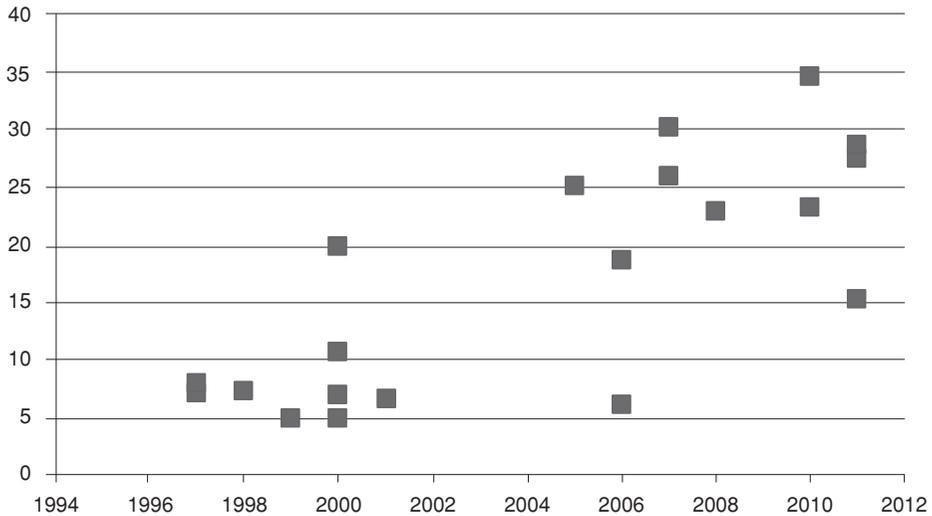
つつあるのか。筆者は2014年に実施した補足調査で、賃借によって農地を取得している農家（農家1, 2, 4, 5, 6, 11）から、購入ではなく賃借で農地を取得する理由を聞き取った。その結果をまとめたものが表9である。

もっとも多く農家が挙げた理由は、農地購入価格の上昇である。実際の農地価格の変動をみるため、図4には、質問票調査で聞き取った農地購入価格（名目）をデフレートして算出した実質価格を時系列でプロットした。ここから、農地価格は実質でも、2000年以前と2000年代後半とで3倍弱の開きがあることがわかる。

農地価格の上昇の要因としては、次の2点が

想起される。第1に、工業団地や居住区の整備による農地自体の減少である。アンザン省人民委員会の提供資料によれば、2005年から2007年の間にアンザン省内の1年生作物地面積は812ヘクタール縮減している<sup>(注23)</sup>。第2に、売却される農地の減少である。農地を賃借している農家からの聞き取りによれば、子供の農外就業などにより農地保有規模に比して自家労働力が不足している農家や、農地から離れた場所に居住する農家などのなかに、売却ではなく賃貸で収入を得ようとするものが出てきているという。2003年に始まった農地使用税の減免措置は2010年に適用期間の延長が決められており、

図4 農地購入価格（実質）の推移（単位：百万ドン／コン）



(注1) 農地購入価格のデフレートには2005年=100としたGDPデフレータを使用した。

(注2) コンは現地の農地面積単位。

(出所) 質問票調査結果にもとづき筆者作成。

2020年までは農家が農地を保有すること自体にかかるコストは発生しない。そうした状況下で、早急な資金の必要性がなければ、農家は農地を売却する動機を見出しにくいと推察される<sup>(注24)</sup>。

さらに聞き取り調査では、稲作に対する大規模・長期的な投資のインセンティブがないという理由も聞かれた。実際、以下のような調査地の状況からみて、長期的に稲作の経営規模を拡大することの意義は薄れてきていると推察される。第1に、調査地の農業機械化の進展が作業受委託市場の発展によることを背景とする、規模の経済性の消滅である。各農家が農業機械を保有せずとも委託業者に頼めば作業をしてもらえるという状況下では、小規模農家であっても農業機械を利用して経営効率を高めることが可能となる。

第2に、稲作経営より高収益が見込まれる稲

作関連ビジネス機会の拡大である。大型農業機械の所有による作業受託ビジネスの展開が大規模稲作農家の新たな所得機会となっていることは、塚田[2013]ですでに指摘されている。筆者の調査対象農家のなかでも図2、3に示したとおり、2010年以降、農地の追加的購入・賃借をしつつ、そうした新たな所得機会への投資を図る農家が増えている。また、質問票調査とあわせて実施した10ヘクタール以上層への聞き取り調査では、2010年以降、大規模農家が稲作経営による蓄財を元手に作業受託ビジネスや農業生産資材（肥料、農薬等）販売業へと経営の多角化を図り、主たる所得源を稲作からそうした稲作関連ビジネスへとシフトさせている事例（2農家）、またなかには自らの土地の農作業を雇用労働者に任せ、自家労働力は作業受託ビジネスに集中させているという事例（1農家）も聞かれた。これまで稲作経営の規模拡大で所

得向上を実現してきた大規模稲作農家の家族経営戦略に、変化の兆しが現れている。

## おわりに

本稿では、メコンデルタで稲作経営規模を拡大し高所得を達成している大規模稲作農家の形成過程を、稲作経営においてもっとも重要な生産手段である農地の取得経緯を軸に描き出すことを試みた。アンザン省の最大規模層である10ヘクタール以上層の実態を分析した結果、一定時期ごとの歴史、制度、経済の諸条件に規定された以下のような規模拡大の過程が明らかになった。

まず、最大規模層の多くはドイモイ開始直後に親から比較的大規模な農地の相続を受けた。これは調査地アンザン省の歴史的条件、すなわち、集団化以前に中・大規模な稲作経営が展開していたこと、また集団化が必ずしも徹底されなかったこと、さらにドイモイ開始時に省政府が集団化以前の農地使用者への農地返還政策を実施したことに規定されている。

最大規模層は、主として相続を通じて得た農地を基盤として稲作余剰を蓄積し、土地法で譲渡、賃借、相続などの権利を含む長期的土地使用権が農家に認められた1993年頃から、余剰を農地購入に向け始めた。この時期に最大規模層が農地購入という経営戦略をとったのは、(1)余剰の再投資先となる経済機会が稲作のほかには限られていた、(2)稲作経営の規模拡大において農地の賃借という選択肢が資産形成の点から魅力的でなかった、(3)農地購入のチャンスは偶発的にしか生じなかったものの、相続地がそのチャンスをつかむに十分な余剰および借入の機

会をもたらしていた、という経営内外の条件を判断してのことだった。最大規模層は政策よりもむしろ農地およびコメの市場を睨みつつ、偶発的に現れる農地購入のチャンスを獲得していった。

一方で2000年代後半、とりわけ2010年以降、稲作経営環境に以下のような変化が生じている。第1に農地価格の上昇、第2に農業機械化が作業受委託市場の発展によることを背景とする規模の経済性の消滅、第3に農業機械作業の受託という高収益ビジネス機会の拡大である。こうした環境変化のなか、最大規模層の経営戦略にも変化の兆しが見て取れる。農地の賃借取引の顕在化である。これが過渡的なものなのか否かは断定できないものの、上記のような2010年以降の稲作経営環境の変化をみる限り、農地を購入して長期的に稲作に投資する意義は薄れてきていると考察される。実際、最大規模層は稲作経営規模を拡大する傍ら、農業機械作業の受託や肥料・農薬販売など稲作関連ビジネスへの投資を開始している。こうした大規模稲作農家の新たな経営展開傾向の持続性、および調査地を超えた一般性を見極めるのは、今後の課題としたい。

(注1) 北部、中部では、それまで農地を管理してきた合作社が土地配分の実施機関となり、世帯構成員の状況に応じて、農地面積および質にも配慮した平等な分配が行われた〔古田2013, 349〕。一方、南部メコンデルタでは後述するように、集団化以前の大土地所有者が農地返還を激しく求めたため、地方政府は独自の政策により旧土地所有者への農地返還を実施した。

(注2) 政府は2000年政府決議3号により、一定基準を超える経営面積と生産額を有する大規模農業経営体を「チャンチャイ」と定義づけ

て発展奨励を始めた。チャンチャイの定義は、2000年の農業農村開発相・統計総局合同通知69号でチャンチャイが満たすべき経営面積の作物別・地域別基準（南部地域の1年生作物栽培では3ヘクタール）と年間生産額（北部および中部沿岸地域で4000万ドン、南部および中部高原地域で5000万ドン）が示されてから、2003年農業農村開発相通知74号では経営面積と年間生産額のどちらかの基準を満たせばよいとする基準の緩和化、2011年農業農村開発相通知27号では年間生産額基準の大幅引き上げという基準の厳格化がなされている。ただし、実態としてはチャンチャイと認定されることに経営上のメリットがあまりないことから、上記の基準を満たす農業経営体のなかにもチャンチャイ認定を受けていないものがある。

（注3）図1は1994年、2001年、2006年版の農業・農水産業センサスにもとづいて作成した。最新センサス（2011年版）を使用しない理由は、2011年版の農地規模の分類方法が他の年と異なっており、時系列での比較ができないためである（2011年版の農地規模別分類は、0.2ヘクタール未満、0.2ヘクタール以上0.5ヘクタール未満、0.5ヘクタール以上2ヘクタール未満、2ヘクタール以上の4分類）。なお、センサスにおける農家および農地は各々以下のような定義で使用されている。「農家（agricultural household/hộ nông nghiệp）」：農業（林業、水産業を含まない）を主たる生計手段とする世帯。「農地（1994年センサス、2001年センサスではagricultural land/đất nông nghiệp、2006年センサスではagricultural production land/đất sản xuất nông nghiệp）」：1年生作物地と多年生作物地の合計面積。

（注4）東南部における天然ゴム生産の大規模経営の実態は、辻 [2013] に詳しい。

（注5）新聞報道は“Phá rừng làm trang trại. (森を破壊しチャンチャイ経営)”（Tuổi Trẻ紙、2010年7月6日付）を参照した。

（注6）北部山地のイェンバイ（Yen Bai）省では未使用の林地や国有林場の保有地の政策的

分配を受けた地方政府関係者の大規模林場経営、紅河デルタのハノイ市郊外では荒廃地の政策的分配を受けた都市富裕層の複合経営農場（果樹、キノコ、養鶏など）の成立を確認した（2005年12月6日、8日に各々インタビュー調査）。また、紅河デルタの稲作地ハナム（Ha Nam）省ビンルック（Binh Luc）社では、社が管理する保留地（人口変動による再分配などに備えて農家に分配していない土地）を農業経営の大規模化のために貸し出すという政策をとっているものの、その土地を借りて大規模経営を始める農家は出てきていないという話が聞かれた（2005年12月8日）。なお、イェンバイ省における大規模林地経営の実態については、荒神 [2007] にまとめた。

（注7）ただし、山崎 [2004] が単位面積あたり稲作余剰をみているのに対し、後藤・泉田 [2009] は単位面積あたり収量を問題としている。

（注8）生産性の高い農家に農地が集中するという傾向は、Deininger and Jin [2008] も1993年、1998年のベトナム生活水準調査（Vietnam Living Standard Survey: VLSS）データの分析にもとづいて示している。

（注9）高橋 [2013] における土地生産性は、単位面積あたり農業生産額である。

（注10）社はベトナムの最小行政単位。

（注11）本稿で大規模層としている3ヘクタール以上層ではなく、それを含む2ヘクタール以上層のシェアを示しているのは、水田のみに限って農地規模別農家分布をみようとした場合、2006年センサス、2011年センサスのいずれにおいても、最大規模層の分類が「2ヘクタール以上」で括られているという統計事情による。

（注12）2013年9月30日、トアイソン県農業農村開発室での聞き取りにもとづく。

（注13）ただし、サンプルの抽出はタイフー社幹部の監督のもとで行われており、統計的に厳密な無作為抽出が行えたわけではない。地理的条件やタイフー社幹部との関係からみて、調査のしやすい農家にサンプルが偏っている可能性はある。なお、調査地ではコン（công）という面

積の単位が一般的に使われており、現地では10コン=1ヘクタールと換算されることが多いが、厳密には1コン=1296平方メートル（すなわち、10コン=1.3ヘクタール）である。本稿での面積表示は後者の換算にもとづく。

(注14) VHLSSの2010年のデータにもとづき、アンザン省の平均世帯年収を以下のように算出した。一人当たり月収131.9万ドン×平均世帯構成員数4.2人×12カ月=アンザン省の平均世帯年収6648万ドン。

(注15) フランス植民地期からドイモイ直後までのメコンデルタにおける農地開拓・管理の歴史については、以下の文献を参照した。現在のアンザン省を含むコーチシナ西部の開拓史、フランス植民地下での国有地払い下げ制度を通じた大土地所有者の形成過程については、Brocheux [1995]、高田 [2001]、高田・プロシュ [2001]、大塚 [2000] が詳しい。サイゴン政権下の農地改革については大野 [1998]、1975年の南北統一後の土地調整、集団化の動きについては出井 [1989]、大野 [2001] が、詳細を明らかにしている。

(注16) 個人経済基礎は、企業として登録されていない家族経営や個人経営の事業体のことで、「個人または家族により所有され、一地点で事業登録され、労働者が10人を超えず、印章を持たず、経営活動に対して自らの全財産で責任を負う」と定義される（2004年政府議定109号）。詳細は坂田 [2012, 13-14] を参照されたい。

(注17) 1999年政府議定17号は、農地の貸出期間の上限を通常3年、特別な理由がある場合に10年と定めている。同議定の一部は2001年政府議定79号により改訂されたが、借地期限についての定めに変更は加えられていない。

(注18) 2010年8月25日のタイフー社人民委員会および農家からの聞き取り、および2014年8月25日の農家からの聞き取りにもとづく。

(注19) 長 [2005, 198] によれば、灌漑排水は、灌漑公社と地域との協議の上で一律に行われている。

(注20) 農地使用税は1993年、農地使用税法

の制定により、それまでの農業税に代わって導入された。2003年国会決議15号では、2010年までの農地使用税の減免措置が決められた。なお、2010年には減免措置がさらに10年延長されることが決められた（2010年国会決議55号）。

(注21) ドイモイ開始から2000年までの時期もコメの実質価格は下落傾向にあったが、生産性の上昇によって価格の下落がカバーされたという [Luu Thanh Duc Hai 2003, 151]。

(注22) 農業機械の賃貸借市場の展開状況については、塚田 [2013] が詳しい。

(注23) 2008年アンザン省人民委員会提案2号(02/DA-UBND)にもとづく。

(注24) 2001年以降、借地政策に目立った変更はみられない。また、2012年からは稲作専作地使用者に対する補助金政策（2012年政府議定42号）が施行されており、同政策が稲作農家の農地売却に歯止めをかけている可能性も想起されるが、聞き取り調査によれば、調査地では同政策の適用自体が未だ進んでいないという。

## 文献リスト

### <日本語文献>

出井富美 1989. 「ベトナム南部における農業の集団化と農業生産」 トラン・ヴァン・トゥ編『ベトナムの経済改革と対外経済関係』日本経済研究センター 研究報告No.68.

—— 2004. 「ベトナム農業の国際的な発展戦略と土地政策」 石田暁恵・五島文雄編『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所.

大塚直樹 2000. 「植民地期ベトナムの地域分化——フランス土地政策との関連を中心として——」 『史苑』60(2) 93-120.

大野美紀子 1998. 「ベトナム南部村落における土地所有状況の推移——カインハウ村における農地改革の影響について——」 『東南アジア——歴史と文化——』(27) 3-27.

—— 2001. 「カインハウ行政村における集団化の事例報告——集団化期における家庭経済の変

- 化について——』『東南アジア研究』39(1) 100-119.
- 後藤潤, 泉田洋一 2009. 「ベトナムにおける農地保有規模の効率性と家計所得への影響——紅河デルタとメコンデルタにおける実態調査をもとに——』『農業経営研究』47(2) 18-29.
- 荒神衣美 2007. 「ベトナム北部山地における大規模私営農場の生成」重富真一編『グローバル化と途上国の小農』アジア経済研究所 83-110.
- 坂田正三 2012. 「ベトナム農村の労働と雇用——統計にみる労働市場の構造変化——」坂田正三編『ベトナムの農村発展——高度経済成長下の農村経済の変容——』調査研究報告書 アジア経済研究所 1-20 ([http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2011/2011\\_409.htm](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2011/2011_409.htm)).
- 桜井由躬雄 2006. 『歴史地理学の試み——バックコック——』東京大学大学院人文社会系研究科, 南・東南アジア歴史社会専門分野研究室 (未公刊).
- 高田洋子 2001. 「インドシナ」池端雪浦他編『岩波講座 東南アジア史 6——植民地経済の繁栄と凋落——』岩波書店 195-218.
- 高田洋子, ピエール・プロシュ 2001. 「廣大低地氾濫原の開拓史——植民地期トランスバサックにおける運河社会の成立——』『東南アジア研究』39(1) 41-69.
- 高橋暎 2013. 「現代ベトナム農業における経営規模の拡大とその雇用吸収力」坂田正三編『高度経済成長下のベトナム農業・農村の発展』アジア経済研究所 29-58.
- 長憲次 2005. 『市場経済下ベトナムの農業と農村』筑波書房.
- 塚田和也 2013. 「メコンデルタ稲作農家における機械化の進展」坂田正三編『高度経済成長下のベトナム農業・農村の発展』アジア経済研究所 59-88.
- 辻一成 2013. 「天然ゴム生産経営と雇用労働——ピンズオン省の事例調査にもとづく分析——」坂田正三編『高度経済成長下のベトナム農業・農村の発展』アジア経済研究所 115-148.
- 新美達也 2013. 「ベトナムの工業団地開発と農村非農業就労機会の増加」坂田正三編『高度経済成長下のベトナム農業・農村の発展』アジア経済研究所 177-205.
- 古田元夫 2013. 「ベトナムにおける社会主義とムラードイモイ時代の北部・中部農村と集団農業経験」南塚信吾・古田元夫・加納格・奥村哲『人びとの社会主義』有志舎 319-375.
- 山崎亮一 2004. 「ドイモイ期メコンデルタの農地規模別農家構成の変動——Can Tho省, Long An省を対象とした事例分析——』『農業経済研究』75(4) 155-165.
- <外国語文献>
- Brocheux, Pierre 1995. “The Mekong Delta: Ecology, Economy, and Revolution, 1860-1960.” Center for Southeast Asian Studies, University of Wisconsin-Madison.
- Bùi Thị Tuyết Mai 2005. *Thị Trường Quyền Sử Dụng Đất Ở Việt Nam*. Hà Nội: Nhà Xuất Bản Lao Động.
- Deininger, Klaus and Songqing Jin 2008. “Land Sales and Rental Markets in Transition: Evidence from Rural Vietnam.” *Oxford Bulletin of Economics and Statistics* 70(1): 67-101.
- General Statistics Office (GSO) 1995. *Kết quả tổng điều tra nông thôn và nông nghiệp năm 1994*. Hanoi: Statistical Publishing House.
- 2003. *Results of the 2001. Rural, Agricultural and Fishery Census*. Hanoi: Statistical Publishing House.
- 2004. *Results of Establishment Census of Vietnam 2002. Volume 2: Business Establishment*. Hanoi: Statistical Publishing House.
- 2007. *Results of the 2006. Rural, Agricultural and Fishery Census. Volume 3: Agriculture, Forestry and Fishery*. Hanoi: Statistical Publishing House.
- 2011. *Results of the Viet Nam Household Living Standards Survey 2010*. Hanoi: Statistical Publishing House.
- 2012. *Results of the 2011. Rural, Agricultural*

*and Fishery Census*. Hanoi: Statistical Publishing House.

Luu Thanh Duc Hai 2003. *The Organization of the Liberalized Rice Market in Vietnam*. An Giang: An Giang University.

Ravallion, Martin and Dominique van de Walle 2008. *Land in Transition: Reform and Poverty in Rural*

*Vietnam*. From the Selection Works of Martin Ravallion. ([http://works.bepress.com/martin\\_ravallion/23](http://works.bepress.com/martin_ravallion/23)).

(アジア経済研究所地域研究センター，2014年3月11日受領，2015年6月19日レフェリーの審査を経て掲載決定)